

統計基準部会
第12回議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

第12回統計基準部会
議事次第

日 時：平成25年7月5日（金）14:59～17:01

場 所：中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

1. 開 会

2. 議 題

日本標準産業分類の変更について

3. 閉 会

○深尾部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第12回「統計基準部会」を開催いたします。

議事に入る前に、各府省メンバーにおいて人事異動がありましたので、自己紹介をお願いします。

○総務省政策統括官室 統計審査官を務めておりました高田でございます。

今回の「日本標準産業分類の変更について」を、諮問させていただいた立場でございますけれども、実は先週、異動になりまして、同じ総務省の政策統括官室の国際統計管理官を拝命いたしました。こういう形で途中で後任に引き継ぐということになってしまったのは、非常に心残りではございますけれども、引き続き私、いわゆる統計の関係の中にはおりますので、また皆様方にもいろいろ御指導いただければと存じます。どうもいろいろお世話になりました。ありがとうございました。

○総務省政策統括官室 失礼いたします。高田の後任を務めます池田でございます。以後、どうぞ御指導賜ればと思います。お願いいたします。

○財務省 7月1日付で財務省の担当になりました藤原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○厚生労働省 7月2日付で厚生労働省の審査解析室長になりました野口でございます。よろしくお願いいたします。

○深尾部会長 ありがとうございました。

次に、本日用意されている資料について、事務局から確認をお願いします。

○事務局（内閣府統計委員会担当室） それでは、資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、議事次第でございますが、本日の議題は「日本標準産業分類の変更について」、この1点でございます。

資料ですけれども、1枚おめくりいただきまして、資料1「日本標準産業分類における一般原則の主な改定経緯」でございます。これは、前回の審議の中で御指摘をさせていただきましたことに対して作成したものでございます。

資料2は、タイトルにございますとおり、前回の部会での指摘事項への回答ということで作成した資料でございます。

次に、資料3の関連でございます。この資料につきましては、今回新設しました項目、あるいは移動しました項目につきましてまとめた資料でございます。新設項目につきましては、所管する府省のクレジットになっております。したがって、資料ごとに所管する府省から御説明をいただく予定でございます。

最初に、資料3-1は幼保連携型認定こども園。

その後ろに資料3-2としまして市場調査関係。これは一枚物ですけれども、裏面もついております。

資料3-3、リラクゼーション。これはとじ物でございます。

資料3-4、ネイルサービス。これは一枚物ですが、裏面にもあろうかと思っています。

資料3-5、コールセンターについて。これはとじたものです。

最後は横書きになっていますが、資料3-6としまして、分類項目の移動及び分類項目名の変更という形で、これも裏面も印刷されております。御確認願えればと思います。

参考資料でございます。

まず最初に、参考1「諮問の概要」。これは前回もつけさせていただきました。

参考2「一般原則の改定案」。前回つけたものと同じでございます。

参考3といたしまして、当部会の今後のスケジュールも含めましたものをつけさせていただきました。

参考4が前回の結果概要でございます。

最後に、メインテーブルの皆様方におかれましては、席上配布資料といたしまして論点メモを御用意させていただきました。これは、前回のこの部会におきまして部会長から御提示されたものでございます。したがって、前回のコピーをそのままつけさせていただいたという形になっております。

以上、過不足等があれば御指摘いただければと思いますが、よろしゅうございますか。

では、お願いします。

○深尾部会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

まず、今の配布資料の説明にもありましたが、前回の部会において委員等から御指摘いただいた事項への回答ということで、資料が用意されていますので、総務省政策統括官室から資料1及び資料2に基づいて説明をお願いします。

○総務省政策統括官室 資料1と2を説明させていただきます。

資料1のほうは、前回の部会で一般原則を審議する際、過去の経緯なども一度整理していただきたいということで、主な変更点などをまとめた資料でございます。

資料2のほうは、その中で個別にいろいろ御意見、御質問をいただいた点について回答するという内容になっております。

では、まず最初に資料1からでございます。

日本標準産業分類は昭和24年10月に設定をされておきまして、そのときから一般原則という形で記載はございますが、内容的には随分変わっております。項としても、最初的时候は、「事業所の定義」、「産業分類適用の単位」、「事業所の産業は主要業務により決定される」、「付随事業所の産業は主事業所の産業に分類される」と大きくこの4つの項が設けられまして、昭和30年代頭まで、第1回の改定、第2回の改定、第3回の改定まで同じような内容でございました。

昭和32年の第4回改定のところで構成自体が大きくなりまして、第1項から第8項までということになっております。

内容的には、第4回改定で多少従来の取り扱いを変えている部分がございます。

1点目は「事業所の定義」のところでございます。設定時から、どちらかという台帳とか帳簿などを有する単位を事業所とするということが中心的に書かれておりましたが、ここでは「同一区画、同一構内をもって一事業所とする取扱いを重視する」。見た目で構内、同一区画かどうかということをし重視するというような書きぶりになっております。

「③分類適用の単位」のところでございます。それ以前は、運輸業の大部分とか、電気、ガス、水道業におきましては、個々の事業所を分類の単位としていなかった。もっぱら会社を一つの事業所として例外的な取り扱いをしておりましたが、第4回改定で、原則としてはそれぞれ事業所ごとに分類の単位としましょうという内容になっております。

④は付随事業所の扱いでございます。それ以前は、専ら主事業所のための経済活動を行う付随事業所というのは、主事業所と同じ産業に分類するというのが原則の扱いになっていました。必ずしもその範囲が明確でなかったということもございまして、それをやめて、「事業所の産業は事業所ごとにそのおこなう経済活動の種類によって決定する」ということで、原則そのものを入れかえているということにしておりますが、ただし書きで、いろいろな調査を継続して時系列でとっておりますので、「この取扱いについても、個々の調査目的に応ずる別個の取扱いをとること」としておりました。

その後、昭和40年代に入りまして、基本的には変わらないのですが、付随事業所のところで自家用補修工事と鉄道業のみ、特例として付随事業所扱いをしておりましたが、今度は、加えて自家用倉庫も付随事業所とするという追加の変更がございました。

第7回、第8回は同じでございまして、第9回、59年1月の改定のところでまた少し大きな改定がございました。

3ページのところでございます。

1点目は「産業の定義」でございます。それ以前は、「産業とは原則として事業所において業として、すなわち営利を目的とした経済活動」と定義をしておりまして、教育、宗教、公務、非営利団体の諸活動は、どちらかという副次的に含めるというような表現ぶりでしたが、59年の第9回改定から、「産業とは社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動と定義し、営利・非営利活動を対等に扱った」という内容に変わっております。

もう一つ、「③事業所の定義」のところで、今の事業所の定義とほぼ同じなのでございますが、それ以前は、「物の生産又はサービスの提供が業として行われる個々の物理的场所」というのが事業所の定義でございましたが、それに加えて、「従業員、設備を有し、単一の経営主体に属する1区画が経済活動の場所的単位である」という表現ぶりになっております。

「④分類の基準」のところで、従来の基準は、「①生産される財貨又は提供されるサービスの種類、②事業所の技術的構造、原材料の性質」というのをメインに置いておりましたが、「事業所の技術的構造」という表現を「財貨生産又はサービスの提供方法」という表現に改めております。

さらに、このときに「サービスの対象」及び「取り扱われるものの種類」を追加しております。現在の原型が59年のときの「分類の基準」という形に変わっておるということでございます。

それ以降、第10回は変わりませんので、第11回のときも内容的にはそう大きく変わっておりません。

「産業の定義」のところでは、頭に「営利的・非営利的活動を問わず」というのが追加されていたり、「②分類の基準」の最初の「生産される財貨又は提供されるサービスの種類」のところに、括弧書きで「(用途、機能など)」というものが追加されたりという変更でございます。

第12回というのが前回の改定でございます。

「産業の定義」のところで、「事業所において社会的な分業として行われる」という表現ぶり、語になじみがないというような指摘もその際にはございまして、表現ぶりが「この産業分類という産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される」という表現に変わっております。今回もこれを踏襲しているというところでございます。

また「管理、補助的経済活動」が新しく項目として設定されたことを踏まえ、その辺の修正が行われているというのがこれまでの一般原則の主な経緯でございます。

御参考までに、前回の改定とその前の改定の新旧対照表をつけております。これの説明は時間の関係で省かせていただきます。

資料2を引き続き御説明をさせていただきたいと思っております。

資料2、前回の部会で個々に御指摘をいただいた事項について、当方としてどう考えるかということの回答ペーパーでございます。

1点目が「分類の基準」の中の表現に「生産される財又は提供されるサービスの種類」という記述。サービスについて、「提供」というような対の形で書かれているけれども、SNAでは「財もサービスも『生産』」という表現ぶりなので、この辺はいかがかという御質問だと思います。

それに対して、1点目のところでは、御指摘のとおり、SNA(国民経済計算体系)では「財及びサービスの生産」という記述です。原文は参考までに下につけさせていただいていますが、そういう表現ぶりです。

2つ目のところで、同じ時期に改定された国際標準産業分類のほうでは、確かにそういう表現もございしますが、個々の分類の説明の中には、一番下のところ、例えば「その他の専門、科学及び技術サービス業」の説明のくだりの中には、「専門、科学及び技術サービスの提供を含む」。やはり「サービスの提供を含む」という表現ぶりも現にございましてということで、これを踏まえて、次のページ、3番目として、国民経済計算体系では確かにそういう表現がされておりますが、どちらが本当に正しいのかというのは、なかなか定かではございませんけれども、少なくとも産業分類というのは、統計調査を通じて一般国民

が目にして、いろいろな調査上、使われる書類などに記載されることもございますので、なじみがあるというのは、どちらかというところ「サービスの提供」ではないかと考えております。したがって、この辺は原案どおりとさせていただければと思います。

問2でございます。

同じところで「分類の基準」の記述が（１）、（２）、（３）とございます。「生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能など）」、「財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術など）」、「原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品など）の種類」という記述で、（１）、（２）、（３）というふうに羅列しております。

その順序について、国際標準産業分類と違うのではないかと、合わせる必要はないのだろうかという御趣旨だと思います。

これについては、国際標準産業分類では、このような記述がございます。

1つの文章の中で、「財、サービス及び生産要素に関するインプット；生産プロセスと技術；アウトプットの特徴；アウトプットの用途」という順番で記述をされております。

ただ、2つ目のところで、国際標準産業分類の中でも、「分類作業において、これらの基準のそれぞれに適用されるウェイトというのは、今後、変化し続ける」。つまり、優先順位とかでは必ずしもないという表現ぶりもございます。

したがって、私どもは、この「分類の基準」も優先順位でこの順番にしているということでもございませぬので、その辺は無理に合わせる必要性は必ずしもないのではないかと考えております。

3ページの間3のところでございます。「管理、補助的経済活動を行う事業所」というのが前回、分類が立ちました。この辺、国際標準産業分類の扱いとは違っているのではないかとということです。

確かに前回の統計審議会の答申の中に、新しく項立てしましたので、調査上、問題がないかどうか検証しなさいということで、今回、私どもも検討させていただいて、一応は大丈夫なのではないかというふうな結論を前回の部会で御説明いたしました。経済センサス-基礎調査という限定された調査の結果しか見ていないし、専ら売り上げとか、そういう金額が出てくるような調査の中でそれがどうだったのかというのは、確かにまだまだ検討しなければいけないのではないかと考えております。

そういう状況でございますので、これについては、経済センサス-活動調査の結果、8月末という予定で出てくるようなことを聞いておりますが、今回それは間に合いませんけれども、将来、その結果を利用して、この分類のあり方について改めて検討するというところにさせていただければありがたいという考えでおります。

最後になりますが、【前回答申における指摘事項への対応関係】ということで、前回、大分類「C-鉱業、採石業、砂利採取業」に関する審議をしていただいた際、前回の答申文はこういう表現ぶりがございます。「統計利用上、鉱業等に係るデータをどのような形

で提供することが有効であるかを考慮して、分類の在り方について検討する必要がある」ということの意味はどういうことなのか、確認しておいてくださいという問でございます。

前回の指摘事項もあって、数は少ないけれども、大分類としてこれをまだ残す意義があるのだという回答をさせていただきましたが、その回答がこれに適しているのかどうかということを検証しておきなさいということかと思えます。

1番目のところで、前回の関係者だとか、いろいろ聞いてはみたのですが、基本的には農業と林業を統合したような、そのような形で鉱業を変更するということができないかどうかという検討が主であったということでございました。

そのときに、2の下の枠のところに書いてございますが、前回検討する際、その前の統計審議会の答申でこういう指摘がされておりました。

今後の課題の中に、「大分類『林業』』及び『鉱業』」のあり方についてという事項がありまして、

その前の検討で「林業」は検討したけれども、結局、統合はできなかった。その経緯は、法令上、いろいろデータの利用の制限があって難しかったということだけれども、今後、そうはいつても、統計調査の結果をあらわすための分類なのだから、関係省において当該データを引き続き提供しつつ、代替することなどについて検討すべきではないかというのが、前々回の統計審議会の答申文でございました。

これを踏まえて検討されたというのが前回の経緯かと思えますので、一応、前回の検討結果という形で私どもは問題ないのではないかと考えている次第でございます。

資料の説明は以上でございます。

○深尾部会長 ありがとうございます。

前回、卓上配付資料の論点メモにもありますとおり、主に2つのことを議論しました。

1つは、一般原則を統計基準として明確化することが適当であるかどうかということで、それについて議論したときに、例えば過去の経緯についてももう一回確認する必要があるのではないかと。一般原則の「分類の基準」について、この順番でいいかどうか。そういった問題について御指摘があって、今、事務局側から回答があったわけです。

もう一つ前回議論したのは、「前回統計審議会の指摘事項への対応について」ということで、前回、質問があったマイニング、鉱業等に関する産業分類の扱いについて、今、御説明があったという次第です。

まず、一般原則のほうから議論したいのですが、今の説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、お願いします。どうぞ。

○菅専門委員 2点あります。

1つは、2ページを拝見すると、付随事業所の取り扱いが、1957年、「従来の取扱いをやめて、事業所の産業は事業所ごとにそのおこなう経済活動の種類によって決定することとした」。それ以前は、昭和24年、1949年のやり方は、主事業所に合わせて分類していたわけです。1949年のほうは、アメリカのSICをそのまま直訳したものでして、それがアメリ

カのやり方だったわけです。俗に需要サイド分類と言われるやり方です。

実は日本は1957年の段階で、本社を除いて、付随事業所を供給サイドに変更するという取り扱いを一応やっている。1997年にアメリカがこれを採用するという皮肉なことになった。実は日本のほうが50年くらい先行していた。ただ、恐らく徹底はしていなかったのだろう。

日本が供給サイドに移行するのが遅れていたわけではなくて、逆に40年くらい早かった。ただ、コンセプトとして徹底していなかったため、その後、アメリカがやったときに、何となく日本が遅れているようなイメージを与えてしまった。この点ははっきりしておいたほうがいいのであろう。

もう一つは、このときに、「事業所の定義」を「貸金台帳と経営諸帳簿」と書いてありますが、要するに、日本で言うアクティビティーに非常に近い概念だったわけです。ところが、この後、厳密に区画で分類し、事業所を定義する。国際的にはロケーションと言われる概念ですが、それにしてしまったために、事業所の中に複数の経済活動が混在するような単位を認めてしまったというか、それにむしろ厳密に当てはめるようなやり方をしてしまったために、この後、産業統計の活用の上でいろいろと問題が生じていて、ただ、いかんせん50年以上やってしまったものだから、なかなか変えられない。これがもう一つです。

3番目に、社会的分業の話なのですが、3ページに書かれておりますように、非営利と言っているのは、この場合、特に宗教のことだと思いますが、それを対等に扱うという意味で「社会的分業」という文言を使ったわけです。

ところが、平成19年で、なじみがないという形で削除されてしまったわけです。

この点がちょっと問題を残したと思われるのは、産業統計を中心とする見方から見ると、「社会的分業」というのは確かになじみがないのですが、日本標準産業分類は国勢調査にも使われておまして、国勢調査という視点で見ると、「社会的分業」のほうが適切なのです。国勢調査による産業分類というのは、産業活動の分析という視点ではなくて、社会的分業を分析するためにあるわけで、その意味で言うと、やや一方的な切り方であったようにも思われる。ただ、今回、「社会的分業」を復活させるべきだというのはちょっと早急な感じもしますが、継続的に、例えば次回改定をするときまでに、国勢調査という視点で「社会的分業」という文言を考えたらいかがでしょうかというのを宿題として残されたらよろしいのではないかと思います。

○深尾部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見等ありましたら、お願いします。どうぞ。

○中村委員 資料1の4ページで、第12回改定で「産業の定義」を「財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものである」というふうにしているわけです。

資料2の2ページ目の「分類の基準」の(2)です。例えば蜂蜜とお砂糖を分類すると

きに、問2の(1)にあります「用途、機能など」で言うと、非常に似ていますねということになります。」「(2)財の生産又はサービス提供の方法(設備、技術など)」ということになると、養蜂業と製糖業は全く違いますねということなのです。

その場合に、産業分類の「分類の基準」として、(1)と(2)の順番は関係ないよとおっしゃるけれども、今のような例の場合に、(1)と(2)、一体どちらを優先するのでしょうかというような問題が出てくると思いますので、やはり順番についても考える必要があるのではないか、優先順位をある程度示す必要があるのではないかと思っております。

経緯のところでは御説明がありましたように、(3)の「サービスの対象及び取り扱われるもの(商品など)の種類」というのは、昭和59年の改定でつけ加わったものだという事なので、見てみると、(1)は需要側だし、(2)は供給側だし、(3)の前半は供給側だし、後半は需要側だということで、余り格好よくないという感じがいたします。

ただ、今回は、全体を大がかりに改定するような分類ではないので、したがって、これまで採用してきた分類基準は特に差し支えがないので、今回はこのままにしておくことであれば、それはそれで私は納得いたします。

○深尾部会長 ほかにありますか。どうぞ。

○縣委員 不勉強で恐縮なのですが、今、菅先生がおっしゃった「社会的分業」というのは、もともと「ソサイエタル」ではなく、「ソーシャル」という形容詞から発している言葉でしょうか。「ソーシャル」であるとすれば、少し機能的なことが入っていると理解される。私は統計学的に専門ではないので確認したいのですが、業の区分というのは、あくまで最終的に社会の中でどういう機能を果たしているかということであって、その主体がどういう成り立ちであるかということについて、今、宗教団体のことをおっしゃいましたけれども、そうした営利・非営利ということは、この分類に混在しているという理解でよろしいわけでしょうか。あくまで社会にどのような機能を果たしているか、それで分類するのであって、非営利的にAからR、全てにあるとは限りませんが、機能を果たしている場合も営利の団体と同じように区分してここに入っている、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○菅専門委員 今、おっしゃられたとおりで思っています。産業統計としては、生産活動を調べるものですから、宗教を調べてもしょうがないわけです。そういう視点で言うと、先ほどから中村先生がおっしゃられたとおり、供給サイドという視点が適切なわけです。つまり、生産活動を分析するに当たっては、生産プロセス、どういうふうにつくられるかを重視して、それに従って分類しなければ生産活動はわからない。

逆の立場で、国勢調査的に見ると、社会的な分業というのは、まさに社会学で言う機能の話ですので、それぞれの主体が社会においてどういう機能を果たしているかという視点で物事を見る。そのときに、宗教というのは、生産活動サイドから見ると大して重要ではないと言ってしまうと怒られてしまいますけれども、社会的には大変重要な機能を果たし

ているわけです。そうすると、それをこれまで余り対等とは思っていなかったけれども、ここでは対等に扱う。

2つの側面がありまして、そこが非常に難しい。だから、社会的な分業という視点で見ると、必ずしも提供方法が重要ではなくて、どういう機能を果たしているかというほうが重要だという見方になってしまうわけです。

だから、こここのところで、残念ながら前回のときになじみがないというので切られてしまったので、本来はどういう視点で考えるか。経済センサスというのができたという考え方からすると、確かに供給サイドよりは提供方法にシフトしていくというのは大変重要でもあるように思われるし、一方で、日本みたいにかなり高齢化社会が進んでいくような社会において、非営利活動をやっている主体も非常に増えているわけです。そういうときに、果たしてそれでいいのだろうかという議論も当然あり得るのではないかと思います。だから、そういう意味で、継続的な課題なのではないでしょうかというふうに思ったわけです。

○深尾部会長 どうぞ。

○縣委員 今、伺っていることは、例えばこれの中で具体的に見ると、中分類の92から93、94あたりが関係していて、この場合は逆に団体の成り立ちだけで考えていて、分類というのは、最後、どこかに矛盾があるので、どこかでつじつまを合わせる、そういうカテゴリーが1個あるというふうにせざるを得ないと思うのですけれども、それがこのあたりのことなのかと。

大分類で言うと、どこにも入らない、他に分類されないものというのがあるので、ここに入ってきて、その中でまた分類がなされるという形でつじつまが合うのだと思うのですけれども、他方、社会が変化してくると、そういう部分が大きくなっていった場合には、やはりこの分類体系も変化しなければいけないだろうということを感じたので、そういうことを申し上げた。

○深尾部会長 よろしいですか。

ほかに御意見とか御質問ありますか。どうぞ。

○中村委員 これは今回初めて気がついたので。現行の12回改定の「産業の定義」がありますが、資料1の3枚目の「参考」に、第1項の下から3行目「家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない」と書いてありますが、SNAでは、家計における財の生産は、「産業の定義」というのではないのですが、生産領域、生産の境界の問題であります。家計が自己消費のために生産する財は、生産の領域に含める、サービスは含めない。そういう分け方になっているのです。

農家の米とか野菜の消費は、農業統計においては生産として把握されているわけですね。ここで含めないとすると、そういう農業統計の扱いはおかしいということになってしまいます。だから、やはりこれがちょっとおかしいのではないかという気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

○深尾部会長 いかがですか。

○総務省政策統括官室 ちょっと確認させてください。

○深尾部会長 この点については、次回までに検討していただくということでもよろしいですか。

○総務省政策統括官室 おっしゃられた趣旨は、いわゆる農家、漁家が消費する。

○中村委員 自分で米をつくって、自分の家で食べますね。野菜も食べますね。その生産量。これは農業生産として農業統計に入っているわけです。こういうふうに書いておくと、それは入れてはいけないということになってくるのです。それはまずいのではないのでしょうか。ここだけはおかしいと思います。

○深尾部会長 今の御質問に関連して確認ですけれども、SNAの場合に、例えば家で裁縫して服をつくりますというのは財に入るのですか。

○中村委員 財に入ります。

○深尾部会長 政府は推計していますか。

○中村委員 いや、していませんが、概念上、入ります。できないから入れていないだけです。要するに、これはつくった後で、その処分のあり方を決められるかどうかなのです。財の場合は、自分で使うか、市場に出すか、後で決めることができるけれども、サービスは、生産と同時に消費してしまいますから、それはできないということなので、生産には入れないということになっています。

○総務省政策統括官室 いずれにせよ確認させてください。

○深尾部会長 はい。では、これは次回までの宿題ということで。

ほかには御指摘とかありますか。

今、いただいた意見全体を見ますと、今回、初めて一般原則を統計基準として明確化するということで、統計基準を今、書き直すということは、特に我々としては主張しないけれども、次回までの宿題、つまり、統計審議会の答申で指摘された事項というのがありますが、それとして残すポイントを御指摘いただいたというふうにまとめさせていただいてはどうかと思います。

御指摘があった事項は、1番目が付随事業所の取り扱い。供給側で考えるかどうかということ。

2番目は、事業所のそもそもの定義。帳簿から場所へという話です。

3番目は、「社会的な分業」という言葉を残すかどうかという問題。

4番目は、「分類の基準」の優先順位が今ではわかりにくいのではないか。また、不適切ではないかという御指摘。

この4点があったと思います。

あと、事務局の説明にもありましたが、これは前回、既に議論したことですが、一番最後のところ「管理、補助的経済活動を行う事業所」については、今回、経済センサス-活動調査の結果もまだ出ていないということもあって、もう少し慎重に再度検討する必要がありますので、この点も次の宿題に残す。

以上がこれまで出た一般原則に関する論点かと思いますが、それでよろしいでしょうか。では、最後に答申案のときに以上について原案をお見せして、皆さんで議論していただくということにしたいと思います。

もう一つは、「前回統計審議会の指摘事項への対応について」で、今日のところはマイニング、鉱業についての御回答がありました。今日はこれが配られていないのですね。

一応、確認しますと、「農業、林業」の統合・新設に関する意見というのと、「マイニング、採石業、砂利採取業」についての名称変更、「不動産業、物品賃貸業」についての統合・新設。中分類の「無店舗小売業」新設の扱いについて検証していく必要があるという指摘。「管理、補助的経済活動を行う事業所」について検証していく必要があるという指摘でした。

このうち「管理、補助的経済活動を行う事業所」については、引き続き検証していく必要があるということ、今回残すことになるかと思いますが、ほかの点については解決済みという認識でよろしいでしょうか。

一つ、「無店舗小売業」というのは、恐らく今後ますます重要性を高めていくので、引き続き検証していく。特に店舗を持っているところが無店舗小売業的なことも同時にやっているような場合について、どう把握するかということはこの間もちょっと議論されたかと思いますが、恐らく重要な課題かと思いますが、できればこれも指摘事項として残してはどうかと思うのです。

ほかのところはよろしいでしょうか。統合等に伴う表章の扱い等については適切に処理がされていて、特に問題は生じていないという理解ということになるかと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

○深尾部会長 では、「前回統計審議会の指摘事項への対応について」は、今、お話ししたような方針で臨みたいと決定させていただいたということにしたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。次は論点メモの「4 今回の改定内容について」です。これについては資料3-1から3-6までありまして、項目によって担当府省が異なっておりますので、それぞれの資料説明の後に質疑を行うこととします。

なお、質疑を行う際の参考として、前回の部会でも議論した「基本的考え方」、今日の資料にもありますか。

○総務省政策統括官室 参考2の8ページ、別添2でございます。

○深尾部会長 参考2が今、御意見をいただいた一般原則の話でありまして、別途2が前回合意した「小・細分類項目の新設、廃止等を検討する際の基本的考え方」で、これに基づきながら今日は議論をさせていただきたいと思います。

それでは、まず資料3-1「『小分類 幼保連携型認定こども園』の新設について」を内閣府から御説明をお願いします。

○内閣府（共生社会政策担当） 内閣府でございます。

資料3-1に基づきまして説明をさせていただきます。

今回「幼保連携型認定こども園」という分類を新設していただきたいと考えておりますが、これについては資料の2ページの2(1)に経緯の記載がございます。平成24年8月に社会保障と税の一体改革の中で、子ども・子育て関連3法が成立をいたしました。これにより現行の認定こども園法が改正されまして、新たな「幼保連携型認定こども園」という制度ができ、それに伴って、日本標準産業分類上も新たに項目を設けていただきたいというものでございます。

恐縮ですが、1ページ目に戻っていただきまして、現状の部分から説明をさせていただきます。

現状では、就学前の子どもに関する教育、保育を行う施設といたしまして、教育を行う幼稚園、保育を行う保育所がございます。それに加えまして、平成18年に認定こども園法が成立をいたしまして、1(1)の2行目がございますが、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして「認定こども園」が創設されました。

これには4つの類型がございます。表にございますが、幼保連携型、及びそれ以外の幼稚園型、保育所型、地方裁量型というものでございます。

別紙で御説明したいと思っておりますので、おめくりいただきますと、真ん中ぐらいに矢印がございますが、その左側が現行制度を示してございます。

一番上に幼保連携型がございますが、これは幼稚園と保育所のそれぞれの認可を受けている施設でございまして、それぞれの法体系に基づいて指導監督を受け、全体として認定こども園としての機能を果たしているものでございます。

したがって、現状の幼保連携型認定こども園は、幼稚園としての認可、保育所としての認可をそれぞれ受けておりますので、産業分類上も幼稚園、保育所それぞれの事業所としてカウントをされております。

その下にございます幼稚園型、保育所型、地方裁量型につきましては、幼稚園型は幼稚園の認可のみ受けているもの、保育所型は保育所としての認可のみ受けているもの、地方裁量型はいずれの認可も受けていないもので、それぞれ認定こども園としての機能を果たしているもので、幼稚園型は幼稚園としてカウントされ、保育所型と地方裁量型は保育所としてカウントされているものでございます。

以上が現状でございます。

先ほど2ページの2(1)でご説明しましたが、昨年、子ども・子育て関連3法が成立をいたしまして、認定こども園法が改正をされました。これは、消費税が予定どおり引き上げられますと、平成27年4月の施行を予定しているものでございます。

別紙をご覧くださいますと、今回の改正で変更がある部分は、この4つのタイプのうち幼保連携型というものでございます。

どのようになるかと申しますと、矢印の右側に「幼保連携型認定こども園（学校及び児童福祉施設）」と書いてございますが、新しい制度では、認可が幼稚園と保育所というふ

うに分かれるのではなくて、学校・児童福祉施設として単一の認可で両方の法的位置づけを持つ施設として成立をする制度になります。そして、これは幼稚園、保育所とは異なる新しい施設の類型ということになります。

これは、従来の制度が幼稚園と保育所の縦割りになっておりまして、それぞれの指導監督を受けていたものを、二重行政を解消するという趣旨からこのような改正を行うものでございます。政府といたしましては、幼保連携型認定こども園とへの移行をこれから進めていきたいと考えているものでございます。

2 ページ目に戻っていただきます。

2 (2) にございますが、新しい「幼保連携型認定こども園」は、施設全体が教育基本法に定める学校及び児童福祉法に定める児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の認可施設となるものでございます。

このため、従来の幼保連携型認定こども園が、認可ごとに保育所または幼稚園とカウントされていたところ、そういう分類の仕方ができなくなりますので、今般、新しい「幼保連携型認定こども園」という分類を立てていただきたいというものでございます。

その際の項目の立て方でございます。(3) のところでございますが、統計分類専門会議でも御議論をいただきましたが、案としまして、大分類Pの福祉に位置付けるもの、大分類Oの教育に位置付けるもの、また両方の性格を持つ施設でございますのでその他の大分類に位置付ける案というものがございました。

その他に位置付ける案につきましては、例えば大分類「Q－複合サービス事業」に位置付ける案については、現在、大分類Qには金融事業と併せて行う事業が位置付けられているようでございますが、それとは性格が大きく異なりますので、適切ではないという御意見が大勢でございました。

大分類「R－サービス業（他に分類されないもの）」に位置付けてはどうかという御意見もございましたが、今般の新しい「幼保連携型認定こども園」は、大分類PとOにまたがるサービスを提供するものでございますので、他に分類されないサービス業として位置付けるのは適切ではないのではないかと御意見が大勢でございました。

それでは、大分類PまたはOのいずれに位置付けるべきかということについては、(3) ①、②のところでございますが、仮に大分類Pの福祉のほうに位置付けるといたしますと、属する中分類の中に社会保険事業団体でございますとか、福祉事務所でございますとか、多様なものが含まれてまいります。

それに対しまして、大分類Oの教育のほうに位置付けますと、同じ小分類に幼稚園、小学校、中学校等が並びますので、そういう連続性の中で整合的に位置付けることができるのではないかと御意見がございました。

また、大分類Oの教育のほうに位置付けるといたしますと、幼稚園と同列とすれば小分類として位置付けることができますが、Pの福祉のほうに位置付けますと、保育所と同じ並びにしますと、細分類となることになります。

従いまして、このようなことに鑑みまして、統計分類専門会議では、〇の教育に位置付けてはどうかという御意見をいただいたところでございます。

これに従いました場合は、3のところがございますが、「幼保連携型認定こども園」を小分類として、幼稚園、小学校、中学校等の並びで位置付けることとなります。このように整理することとしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○深尾部会長 ありがとうございます。

今の説明につきまして、御意見、御質問をお願いします。どうぞ。

○菅専門委員 分類の会議に参加しましたので、ちょっと説明しますと、これは、要するに、保育園か、幼稚園か、どちらにするべきかということで、会議でかなり紛糾いたしました。つまり、両方の性格を持っているわけです。しかも、大分類で違うということ。だから、違う大分類にもって行ってしまおうというのが当初の原案だったわけです。

大分類「Q-複合サービス事業」に持っていきこうとしたら、これは郵便局である。

Rに持っていくと、「その他」というのがあるのですけれども、一番最初に出てくるのは廃棄物処理業である。何となく違い過ぎる。

どちらかに戻せという議論になりまして、事務局のほうで検討に検討を重ねた結果、こういう形で、事実上、結果的に教育のところに入ったのですが、幼稚園型、保育所型、地方裁量型を分けた上で、最後に残った幼保連携型を教育に持っていくという裁きになったわけです。これくらいしか方法はないであろう。

教育と保育園というふうに全然所管が違うところを、やむなく「その他」に持っていくというような事例にはならなかったという意味では評価していいのではないかと。つまり、どちらに入るかもめた場合は「その他」に持っていくというような解決を図らなかったという意味では、よい事例なのではないかと思えます。

○深尾部会長 大分類Pに入れなくて、大分類〇に入れるのが適切ということについて、性格として教育のほうが保育よりも強いという判断はあったのですか。

○菅専門委員 厳密に言うと、どちらが重たいかというのは非常に難しいらしいのです。当初、例えばコストとか人数とかで何とか割り振れ、どちらかにしろという原案もあったのですが、それも非常に難しい。

そうすると、ここにありますように、小分類として立てられるというほうが、データのユーザーとしては組み替えが可能ですから、よいのではないかと。

おっしゃるとおり、どちらに重点があるのか、コストとか人数とか、そういうので何とかできないのかという強い意見もございました。

○深尾部会長 ほかに何か御意見等ありますか。

よろしいですか。恐らく立てるということについては、認定自体が変わったので、こうせざるを得なくて、どちらに分けるかというところは、確かにかなり裁量的というか、決めかねるところがあると思いますが、この原案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○深尾部会長 では、次の分類の話です。

資料3-2「『細分類 市場調査・世論調査・社会調査業』の新設について」を経済産業省から御説明願います。

○経済産業省 それでは、資料3-2に基づきまして、経済産業省より御説明申し上げます。

まず、1で書いております「市場調査・世論調査・社会調査業」が現時点でどうなっているか、御説明したいと思います。

めくっていただきまして、裏側の2ページ目をご覧ください。

大分類「G-情報通信業」の中に中分類「39-情報サービス業」がございます。小分類392、細分類3929と下がっていきまして、「その他の情報処理・提供サービス業」の中に、内容例示として「○市場調査業；世論調査業」が存在しているというのが現在の日本標準産業分類上の立ち位置でございます。

要は、細分類3929に存在する「市場調査業・世論調査業」を、「社会調査業」とともに392という小分類に新設、特掲したいということが今回の新設の趣旨でございます。

ページを戻っていただきまして、「『市場調査・世論調査・社会調査業』の定義」ですが、書いてあるとおりでございます。「市場・世論・社会に関する情報の調査・分析を行う事業所」を市場調査・世論調査・社会調査業の事業所の定義としたいと考えております。

もうちょっと具体的に述べますと、商品開発や営業活動といったマーケティング活動を進めるために必要な情報を一般消費者等から得るための調査・分析をする事業所。これらとともに、一定の社会における社会現象に関して、その情報を得るために社会を調査・分析する事業所、議論の対象となっている公共の問題に対して一般大衆の意見などを得るために世論の調査・分析をする事業所に関して、この定義に含めるという考え方をしたいと考えております。

「2 産業の状況」です。市場調査に関連してですが、現在、マーケティング・リサーチを業としてビジネスを行っているところが会員として所属しております日本マーケティング・リサーチ協会というものが存在しておりまして、ここの参加企業が144社(2012年5月1日現在)存在しておりまして、ここでの売り上げは、1,700億円(2010年度)の規模があることは确实でございます。

また、マーケティング・リサーチ協会に所属していない他の市場調査会社も多数存在しておりますし、また、市場調査とともに並列して記載しております世論調査とか社会調査を行っている事業所も当然存在しておりますので、正直なところ総数がいまいち不明瞭なところはあるのですが、一定数の事業所及び市場規模が存在しているのではないかと考えておるところでございます。

(2)「市場調査・世論調査・社会調査」は、ISOにおいても「ISO20252市場・世論・社会調査-用語及びサービス要求事項」という形で定義されているということもございます。

(3) 国際標準産業分類においても、大分類「M-専門、科学及び技術サービス業」の中の中分類「73広告・市場調査業」の下の小分類「732市場調査・世論調査業」、細分類も同様という形で位置づけられているということもございますので、国際的に見ても業として認知されているという認識を持っているところでございます。

(4) 日本マーケティング・リサーチ協会が「市場調査」というキーワードで電話帳データから検索、編集したところ、「市場調査・世論調査・社会調査業」に該当すると思われる事業所は805事業所存在していたということも確認しております。

次のページに移ります。

これらを踏まえて、先ほど申しました現行の分類から細分類「3923」という形で「市場調査・世論調査・社会調査業」を特掲したいと考えておるところでございます。

この際、先ほど申しました805という事業所を上位分類におきます小分類392の事業所数7,523事業所、これは経済センサス-基礎調査での数値ですけれども、これと比較したところ、構成比で約1割を有しているということもございますので、今回の分類におきます新設の基準となる量的基準も満たしておりますし、量的基準以外の中でポイントとして挙げております一定のプレゼンスが認められているとか、国際比較が可能であるとか、そういう観点と照らし合わせても新設は妥当ではないかということを考えている次第でございます。

以上です。

○深尾部会長 ありがとうございます。

今の御説明について、御意見、御質問等ありましたら、お願いします。どうぞ。

○縣委員 内容的には異存はないのですけれども、この分類を見ると、もともと属している細分類3929の例示が市場調査業、世論調査業だけになっているので、これをどうするかということがあるのです。

○深尾部会長 何もなくなってしまう。

残る「その他の」というのはどういう例示があり得るかということですが。

○経済産業省 同じ観点を諮問する前の段階で検討チームとか分類幹事会とか、そういう場で議論いたしました。基礎調査の調査票上でいろいろ事業内容等を記述していただく部分等も分析したのですが、「市場調査・世論調査・社会調査」を抽出した後、明確に残る業種というものが特定できる状況には至らなかったということが正直なところです。

ただ、かといって、これ以外のものが本当に細分類3929に残らないのかという確証もなかったために、今回は、御指摘いただいている点は重々承知しつつも、特掲をし、なおかつ細分類3929はそのまま残すという形にして、以降の統計調査において具体的な状況を明確にするという方向が望ましいのではないかという議論がなされたというところでございます。

○深尾部会長 よろしいですか。

新しい産業ですからということですかね。

○縣委員 私はわかりません。ほかのところはみんな丸印が大体あるので、ガイドラインとして重要なのだ。

他方、おっしゃるように、実情としてそうだと、体系的に少し矛盾があっても、丸がないというものがあるのかもしれませんが。私は特に異存はございません。

○深尾部会長 中村委員。

○中村委員 つまらないことですが、1の定義のところ、文章の順番は、市場調査、社会調査、世論調査業になっているので、これは変えたほうがいいのではないかと。

一般大衆の意見の「大衆」という言葉はどうなのですか。ちょっとひっかかります。

今、言ったのは、タイトルは市場、世論、社会の順番ですが、文章の説明は市場、社会、世論の順番になっている。社会と世論がひっくり返っている、わかりにくくないですかということ。

○経済産業省 説明文の中のことでいいですね。

○中村委員 タイトルは世論、社会の順。説明文は社会、世論になっている。

○経済産業省 どうしましょう。

○中村委員 変えるだけでいいです。

○深尾部会長 でも、これは説明文ですね。新設案のほうはちゃんと順番になっている。

○総務省政策統括官室 この資料の説明という形で、最終的に説明文はそんなに細かく書いておりません、裏面の枠の中で書いてあるようなことが恐らく分類の説明ということになるかと考えております。

○深尾部会長 よろしいですか。

規模に関する基準としては、事業所の数で見ても10%を超えているということで、特に問題はないと思うのですが、いかがでしょうか。

先ほど縣委員から出たその他に何が残るか、どういう表示になるかというのは気にならないこともないので、一応どういう表示にされるかということは次回、何か。

例示なしでいくのか。例示なしというのものもあるのですか。

○経済産業省 あります。

○深尾部会長 では、今のところ例示なしでいくというのが原案ということですね。

○経済産業省 そうです。

○深尾部会長 この点については、よろしいでしょうか。

また後で立ち返って議論していただくとして、先に進みます。

次は資料3-3「細分類リラクゼーション業（手技を用いるもの）の新設について」を経済産業省からお願いします。

○経済産業省 引き続き、資料3-3につきまして、経済産業省より御説明いたします。

「『細分類 リラクゼーション業（手技を用いるもの）』の新設について」ということとさせていただきます。まず、ここで言うております「リラクゼーション業（手技を用いるもの）の定義」ですが、手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所というこ

とで、一番イメージしやすいのは、繁華街等に「リラクゼーション」という看板を置いて、「癒やし」とか「リラックス」とかというキーワードをもとに、体をさすって施術するような事業所が最近、非常に増えてきていると思われます。あそこがほぼ該当する事業所だという認識を持っておるところでございます。

ただ、リラクゼーション業に関しましては、リラックスとか、そういう観点からして、この下に書いておりますエステティック業とか医業類似行為を業とするもの。あとは、手技を用いないでリラクゼーションを提供するもの。具体的に申しますと、ゲルマニウム温浴とかボディソニックとか、そういうものがあるのですが、結構類似した領域が存在しております。

繰り返しになりますけれども、今回新設を想定しておりますリラクゼーション業は、あくまで手技を用いて緊張弛緩、リラックスさせるための業を営んでいる事業所のみでございまして、今、申しましたエステティックですとか医業類似行為、手技を用いないリラクゼーション業等に関しては、違う細分類に格付されるという形になります。

多少細かい話になるのですが、リラクゼーション業に関しましては、基本的には「器具」等を用いない。「クリーム、オイル」等を用いることがあります、あくまで副次的なものである。

あと、「肘」は使いますが、基本的に「手」の範疇に含める。

足による施術は一般的にはリラクゼーションとは認めないという形の整理をしております。

文章で書いてある以外のポイントとしましては、リラクゼーション業は効能をうたわない業者ということが言えると思います。例えばエステティック等に関しましては、美容、美しくなるというようなキーワードに基づいて行われているもの。

医業類似行為は、主に免許を有するマッサージ業者によるマッサージですとか、あとは免許がないところで行われておりますその他の療術業と言われるもので、カイロプラクティクスですとか、温泉療法だとか、いろいろあるのですが、その他のところは、例えば肩凝りが治るとか、筋肉痛が治るとか、腰痛が治るとか、そういう効能をうたっているところは、リラクゼーション業からは除外されるという考え方をとりたいと考えております。

「2 産業の状況」の説明に移ります。

リラクゼーション業の活動を行う事業所については、今後も増加していくということが予想されています。リラクゼーション業を含むヘルスケア産業全体の振興や業態に着目した消費者保護政策立案等で、今後の政策の展開において、ヘルスケア産業を構成する一つの産業として把握する必要性がある。これはこの後、説明させていただきますネイルサービス等も関連しているのですが、この辺のところの数字を把握する必要は、非常に政策的にもあるのではないかと考えておるところでございます。

リラクゼーション業協会というところがございまして、ここが平成24年1月に市場規模調査を実施いたしました。

電話帳登録件数から集計を行ったところ、全国のリラクゼーション施設の総数は8,708件あるということが確認され、この対象について、下に書いてある2つの方法で実施調査を行いました。

まずは、(1)の①調査会社による各種療術施設8,708件に対して、全件電話を発信して、所在確認及び事業内容等の確認を行ったというのが1つ目です。

もう一つは、リラクゼーション業協会の理事企業というものが12社いるのですが、理事企業による一部施設への実地調査、電話ではなく、現地に赴いていろいろヒアリング等を行ったということ。2つの調査を実施しました。

ページをめくっていただきまして、その結果としまして、まず1つ目の電話調査のほうでは、8,708件中5,486件の施設が繋がったところでございます。63%になります。

5,486件中、リラクゼーションが事業の専業及び主業であると答えたところが4,883件。今回定義しようとしている形での定義における主業確認をしたところ、全体の89%がリラクゼーション業であるということをお返したということでございます。

②のほうは実際の実地調査ですが、エリアを特定している1,622事業所に対して実地調査を行いました。これは地方、青森、北海道、宮城、大阪、「1都7県」と書いてあるのは関東近郊ですが、ここに対して実際赴いたところ、1,622件のうち958件、59%がリラクゼーション業を主業としているという回答を得ております。

59%というところから推計すると、全国では5,138事業所が該当するということになるのですが、①の小さいほうの数字4,883を用いて量的基準等の比較を行っております。

結論から申しますと、4番で書いてあるのですが、リラクゼーション業が含まれる可能性がある中分類という形で、中分類「78洗濯・理容・美容・浴場業」と中分類「79その他の生活関連サービス業」、及び「80娯楽業」というところを量的基準で比較したところ、想定される3分類ともに量的基準は十分に満たしているということが確認されたところでございます。

4の「(2)産業小分類に対する量的基準」ということで、今、申しましたところを実数ベースで書いてありますが、中分類78に対しては25.9%、中分類79に対しては17.6%、中分類80に対しては34.7%という数字であったということでございます。

最終的にどこに新設するかという議論をしたところ、5番に書いてあるのですけれども、リラクゼーション業は個人に対して提供するサービス業であるため、生活関連サービスに該当することは間違いないというふうな考え、なおかつそのブレイクダウンといたしまして、それぞれの中分類に属する既存業種を比較すると、やはり中分類「78洗濯・理容・美容・浴場業」が最も業種類似性が高いと考えまして、細分類7893を新設するという形で整理をいたしております。

最後、3ページの黒枠の中が定義なのですが、「7893リラクゼーション業（手技を用いるもの）」ということで、「手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所をいう。ただし、エステティックを業とする者がその業務を行う事業所は細分類[7892]

に、医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業所は大分類P－医療、福祉[835]に分類される。なお、手技を用いないでその業務を行う事業所は細分類[7899]に分類される」という形で整理をしたいと思っております。

内容例示の○及び×は、類似性の高い具体的な事業内容を並べておるところでございます。

量的基準に関しましては、先ほど説明したとおり、十分満たしているという考え方を持っております。それ以外の基本的な考え方といたしましても、産業施策上、新規産業に係る統計を作成する必要がある、ニーズがあるということが強調できるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○深尾部会長 ありがとうございます。

今の説明につきまして、御意見、御質問をお願いします。どうぞ。

○佐藤専門委員 リラクゼーション業の新設ということについて、反対する理由は一切ございませんし、ヘルスケア産業の今後の産業振興という面から、あるいは消費者庁とか、国民生活センター等に対する相談の多さということから見ましても、新設は妥当だと考えますけれども、御説明の文章の中で、「2 産業の状況」ということで、「今後の政策の展開において、ヘルスケア産業を構成する一つの産業として把握する必要性が生じると見込まれる」というふうな文言がございますけれども、見込まれるということでは新設をするというのか、それとも、もう既にこれは十分にこういうものとして把握する必要があるのかで新設するということでは、大きな違いがあるのではないかと。

見込まれるということになりますと、ヘルスケア産業の中でもほかに幾つもある産業というのがございますので、この辺の書きぶりというのは、もう少し積極的に書き添ったほうがよろしいのではないかとというのが1点。

それから、ここでリラクゼーション業協会の調査というのが根拠に使われておりますけれども、御承知のとおり、組織率がそれほど高くないといえますか、逆に申し上げて組織率が低い団体のデータをこの根拠に使ってよろしいのかどうかという点について、経済産業省さんの御見解をお聞きしたいということでもあります。

○深尾部会長 どうぞ。

○経済産業省 まず、1点目の「見込まれる」という表現がちょっと緩いのではないかとこの御指摘に関しましては、正直言ってもうちょっと積極的に書きたい部分もあったのですが、具体的な施策と連動しているのかどうかという判断をしたところ、ヘルスケア産業全体に関しては、経済産業省は一丁目一番地でやりたいのは間違いのないのですが、例えばリラクゼーション業とかネイルサービス業に関しまして、具体的な政策が出ているかどうかというところは、現状では明確にしていけないという観点もございましたので、「見込まれる」という表現を使っておるところでございます。

もう一点、ヘルスケア産業全般で見た場合、もっとほかにもあるのではないかとこの御

指摘に関しましては、全くそのとおりだと思うのですが、個々の業種を量的に把握できる手段がないために、この産業も新設したいという要望は経済産業省内からも出てくるのですが、それを量的に把握できないために見送っているというのが現状でございます。

今後、経済センサス-活動調査等の調査結果が明確になるにつれ、その辺に関しまして、もっと具体的な産業新設の動き等ができるようになるのではないかと期待しているところでございます。

2点目にございましたリラクゼーション業協会の数字を信用していいのかどうか。これに関しまして、諮問する前の段階の検討チーム等で若干議論いたしました。いわゆる公的統計の数字を用いるのは妥当ではあるものですが、逆に言うと、公的統計でしか数値根拠を示せないということはいかがなものかという議論をいたしまして、リラクゼーション業協会は、全件電話調査を外部に委託して実施している等の状況でもございましたので、参加企業数は少ない協会であれども、実際の調査内容に関しましては精度が高いのではないかと判断した次第でございます。結果、この数字を根拠として量的基準を満たしているという判断に至ったというところでございます。

以上です。

○深尾部会長 よろしいですか。

○佐藤専門委員 はい。

○深尾部会長 ほかにいかがでしょうか。

今の2番目の論点と関係すると思うのですが、これまでの分類だと、どこに入っていたと理解していいのでしょうか。

○経済産業省 正直なところこれが結構悩ましいところだと思っておるのですが、推測になってしまうのかもしれませんが、候補として挙げた3つの中分類、中分類「78洗濯・理容・美容・浴場業」、中分類「79その他の生活関連サービス業」及び中分類「80娯楽業」のそれぞれの「その他」に分散していたのではないかと思います。

○深尾部会長 ほかによろしいですか。

では、また後でもう一回立ち返りますが、基本的にほかに御質問、御意見等がないということで、先に進めます。

次は、資料3-4「『細分類 ネイルサービス業』の新設について」を経済産業省から御説明をお願いします。

○経済産業省 資料3-4「『細分類 ネイルサービス業』の新設について」を御説明させていただきます。

まず、「『ネイルサービス業』の定義」ですが、「ネイル化粧品を用いてネイルケア、ネイルアートなどを手および足の爪に施すことによって、清潔で健康な爪を維持し美化するためのサービスを提供する事業所をいう」ということになっております。

めくっていただきまして、現状では、大分類「N-生活関連サービス業、娯楽業」の中の中分類78。先ほどのリラクゼーション業と同じところなのですけれども、ここの細分類

「7899他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」の内容例示の中に、「マニキュア業；ペディキュア業；ネイルサロン」、この3つが存在していたのですが、これらを統合して「ネイルサービス業」という形で特掲、統合、新設をしたいというのが今回の新設のお願いでございました。

「産業の状況」でございますが、ネイル市場は、2000年代に大きく成長してきた産業でございます。ネイルサロンの数は、2011年時点で1万400件に達しており、ネイルサービスにおける消費者の認知は確実に定着してきていると考えておるところでございます。かつ将来的にも拡大していくということを想定しております。

その根拠といたしまして、その下に書いてありますが、アンケート調査を実施したところ、全国平均で20代から40代の女性の21%、約2割の方が過去1年間にネイルサロンを利用したことがあるという回答をしております。また、利用したことのない方でも、20代前半の方では、約4割の方が今後利用したいという回答をしているということもございます。

これらに基づきまして、ここ数年間におきましては、駅の中にネイルサロンが進出していたりもしまして、非常に気軽に利用できる環境が整いつつあるということを考えておりますし、今、申しましたとおり、潜在的需要も非常に大きいのではないかと考えておるところでございます。

今後安定した成長が見込めるというネイル業の振興と併せて、これも先ほど佐藤委員からございましたけれども、消費者トラブルの対応が増えていくことも予想され、そういうことまで考えますと、今回、ネイル業に関しましては、特掲して公的な数字を明確にする必要があるのではないかと考えている次第でございます。

今、申しました数字の根拠ですが、表でまとめております。これは「『ネイルサービス業』の産業規模」ということで、日本ネイリスト協会発行の「ネイル白書」というものを引用させていただいております。

めくっていただきまして、「4 分類新設における量的基準」ということで、産業小分類（上位分類）の規模、「789その他の洗濯・理容・美容・浴場業」ですが、事業所数といたしまして1万8,854、従業者数といたしまして8万3,274人。これは経済センサス-基礎調査の数字でございます。

これと比較をしたのが（2）でございます。ネイルサービス業が1万400事業所といたしまして、1万8,854で割ったところ、構成比として55.2%。かなり大きい数字が出ておるところもございますので、「ネイル白書」自体が主業の数字という形で整理はされているところ、若干数字の誤差はあるかもしれませんが、いずれにせよ、相当大きい構成割合をネイルサロンが占めているということがこの数字で証明できるのではないかと考えておるところでございます。

最終的な新設案でございますが、5番といたしまして細分類「7894ネイルサービス業」。

「化粧品・器具等を用いて、手および足の爪の手入れ、造形、修理、補強、装飾など爪に係る施術を行う事業所をいう」。○例示でネイルサロン、マニキュア業、ペディキュア

業、×例示といたしまして美容業、エステティック業を挙げておるところでございます。
以上です。

○深尾部会長 ありがとうございます。

今の御説明について、御意見、御質問があればお願いします。

よろしいですか。

では、先に進みます。

次は資料3-5「『細分類 コールセンター業』の新設について」を総務省統計局から御説明願います。

○総務省統計局 では、資料3-5について御説明いたします。

まず最初に、資料3-5の3ページをご覧ください。「コールセンター業とは」ということでまとめております。

ここで想定しております「コールセンター業」というのは、「電話等により顧客サポート、苦情対応などの顧客対応の窓口業務を専門的に行う事業所」のことを言います。

実際にどのような活動内容を行っているかと申しますと、大きく分けまして、内向きのinboundと言われている活動と外向きのoutboundと呼ばれている活動がございまして、両方扱っているコールセンターもあれば、いずれかのみを扱っているものもございます。

従来は顧客からの電話等に答える内向きの活動が主でありましたが、近年は顧客に電話をかける外向きの活動も行われるようになっております。

内向きの活動としましては、コールセンターは、顧客からの電話等を受けて、各種問い合わせ・支援要請・苦情への対応を行ったり、製品情報を提供したり、注文を受け付けたりということを行います。

外向きの活動としましては、コールセンターは、顧客に電話をかけて、商品またはサービスの購買を勧誘したり、宣伝を行ったり、情報を提供したりということを行います。

次に、「用いられる媒体」としまして、従来は、電話により対応を行ってききましたが、近年はファクス、Eメール、チャットやWEBを利用した問い合わせに対応するなど、電話以外の媒体が用いられるということもございます。

次に、「アウトソーシング化」としまして、コールセンターには、他の事業所の委託を受け、当該他の事業所のために顧客対応の窓口業務を行うものと、自社のコールセンターがございます。

近年では、オペレータの負担を軽くする機械化などシステム全体の構築に技術・経験が必要となり、オペレータの採用教育や受付時間の延長など運用面でも高度化したため、コールセンター業務を専門に受託する業者にアウトソーシングされることが増えてきました。

一方、大手通販会社などでは、現在でも自社内に大規模なコールセンターを抱えていることが多いです。

最後に、「立地条件」としまして、コールセンターは、必ずしも委託元の企業と地理的に近接している必要はありません。そこで、専用線・IP電話などを利用して通信コストを

低く抑えられるという前提のもと、比較的賃金コストが低く抑えられる地方都市において開設されることが増えてきました。

コールセンターは、多くの人員（オペレータ）を必要とすることから、産業の少ない地方に絶好の雇用の機会を創出します。そのため、地方における雇用対策の企業誘致の際に有望視されることも多く、積極的に誘致している地方自治体もございます。

では、資料の1ページのほうに戻っていただきまして、細分類としてコールセンター業を新設するということでございます。

ここで言う「コールセンター業」は、電話等により顧客サポート、苦情対応などの顧客対応の窓口業務を専門的に行う事業所を言います。

従来の分類というのが次の2ページの最初の図1のところでございます。従来、大分類「Rーサービス業（他に分類されないもの）」の中の、細分類では「9299他に分類されないその他の事業サービス業」の中に分類されておりました、これは現在では内容例示も特にされておきませんが、実際の調査における整理としてここに分類されております。

1ページに戻ります。

この活動を行う事業所については、一般に1事業所当たりの従業者数が多くて、従業者数で見ると、直近上位分類項目、細分類9299の上の小分類「929他に分類されない事業サービス業」における構成比が10%を超えております。

これは2ページの真ん中の表1というものでございます。この表1というものは、平成21年の経済センサス-基礎調査の個別データから「コールセンター」というものを検索して集計したものでございます。それぞれ事業所数と従業者数で、小分類「他に分類されない事業サービス業」という中で「コールセンター業」というものがこれだけの数あったということで、構成比を見ますと、特に従業者数のほうが多くなっておきまして、10%を超えているという状況でございます。

また1ページに戻ります。

政策面での必要性に着目すれば、地方における雇用対策の企業誘致の際に有望視されることも多く、政策の展開において一つの産業として把握する必要性が生じております。

国際標準産業分類におきましては、これは2ページの図2の分類のとおりでございますが、相当する産業は、独立した分類項目として立てられております。

また、この活動を行う事業所については、活動の特徴や他産業との関係についても一個のものとして把握できると考えられます。

さらに、統計調査において、調査実施者、報告者が主な事業の内容等により把握できるような明確に区分された産業形態であると考えられます。

以上のことから、小分類「929他に分類されない事業サービス業」の下の小分類「9299他に分類されないその他の事業サービス業」から分離した新細分類として、細分類「9294コールセンター業」というのを新設することを提案させていただきます。

改定案としまして細分類「9294コールセンター業」。「電話等により顧客サポート、苦

情対応などの顧客対応の窓口業務を専門的に行う事業所をいう。通信販売などの受注、消費者からの問い合わせ・苦情などを電話等で受け付ける事業所、電話をかけて購買を勧誘する事業所も含まれる」。

これに該当するものの例示としましてコールセンター業、テレマーケティング業、該当しないものの例示としまして電話事務代行業、マーケティング・リサーチ業というものを挙げております。

以上でございます。

○深尾部会長 ありがとうございます。

今の御説明について、御意見、御質問がありましたら、どうぞ。

○菅専門委員 1点だけあります。「『コールセンター業』とは」という3ページの説明なのですが、「アウトソーシング化」の最後の2行に「一方、大手通販会社などでは、現在でも、自社内に大規模なコールセンターを抱えていることが多い」という記述があるわけです。これは現在、どこに格付されているのか知りませんが、ここは恐らくルール上は、中分類「61無店舗小売業」の「管理、補助的活動を行う事業所」のうちの「その他の管理、補助的経済活動を行う事業所」に格付される「6109」なのではないだろうか。

したがって、何を言いたいかといいますと、コールセンター業の内容例示のときに、「大手通販会社の自社内コールセンター」は×、「6109」と入れないとまずいのかなというのを、今、この資料を拝見して思ったのです。

○総務省統計局 今回の整理といたしまして、自社の中で事業所として確立されたコールセンターを持っているものにつきましても、今回新設する「コールセンター業」に整理するという事で提案させていただくものです。

○菅専門委員 ただ、その場合ですと、例の「管理、補助的活動を行う事業所」は、そのサービスの提供先の中分類に落とし込むというルールと多少違う。それは合っているのですか。ここだけ特別扱いになるのですか。

○総務省政策統括官室 確かに補助的経済活動はありますが、そこはどちらかという限定的に倉庫とか運搬とか、そういう記述で書いておまして、例えば自社の研究所が外にあって、1つの事業所になっていけば、それは研究機関だ。あるいは宿泊施設、自社の保養所があれば、それは保養施設だというふうに、その事業所の経済活動で分類するという部分は基本的に変えていないので、「コールセンター」も同じだというふうに考えているところなのです。

○菅専門委員 通販会社は特徴があるところで、恐らく本社業務のかなりの割合が電話で受け付けるとかになってしまっている可能性が高いのではないかと思います。そうすると、「コールセンター」に行ってしまうと、本社がなくなってしまうような感じにならないか。要するに、無店舗小売業の本社というのがあります。そこの中に巨大なコールセンターがあります。今の格付ルールだと、多分「コールセンター」になってしまうのではないか。そうすると、無店舗小売業の本社がないというような感じにならないかというのが、

今、ちょっと思ったところなのです。

○総務省政策統括官室 それは本社の中にコールセンターがあるということですか。

○菅専門委員 ええ。

○深尾部会長 次回までに検討ということにしますか。

○総務省政策統括官室 はい。

○総務省統計局 今の場合、ある程度想定を幾つか考えないといけないと思います。

まず一つ、いわゆる自社内と申される場合におきましても、事業所が区画内的なものもあれば、場所を異にするものもある。事業所の場合というのは、場所ごとというのがもともと前提にございますから、ビルの中にあって、本社機能を持ちながら、コールセンターもあった場合に、これをもともとの事業所としてどう捉えるかという問題は、これを包含すると思います。

ですから、ここで一言で御回答するというのは、ケースによって違って来るかなど。

○菅専門委員 基本的に「コールセンター」を立てること自体は問題がないわけで、内容例示のところは、「自社内のコールセンターも含む」とか、何か入れる。別にそういうのが特に必要なければいいのですけれども、先ほどのように通販会社の中ではかなり大きな意味を持っているというのであれば、内容例示のところに入れてもよいのではないかなというのが一つ提案なのです。

○総務省政策統括官室 また次回。

○深尾部会長 どうぞ。

○縣委員 今のことは非常に重要だと思うのです。「事業所の定義」とかにも全部かかわってくると思うのですけれども、曖昧に事業所といったものが存在して、そこが一つの会計を持っているわけです。この場合は、その中の一部の機能がかなり拡大してきた。独立のコールセンターに委託しているのであれば、このコールセンターと会計は別である。しかし、拡大しているにもかかわらず自社の企業会計に含まれていて、それを別個のコールセンターと勘定するというのは、いろいろな要求を持ってしまうのではないのでしょうか。企業会計の分類とこの事業の分類は矛盾が生ずるように私は感じるのですが、それはよろしいのですか。それが1つです。ですから、次回、その点で御検討いただきたいと思いません。

もう一つはこの例示で、平易に考えると、電話事務代行とコールセンターがどう違うのかというのが、×と書いてある、つまり、否定的のほうで、電話事務代行業というサービスとコールセンターというのは、明確に区別できるのですか。

○総務省統計局 はい。ここで電話事務代行業として想定しておりますのは、電話を転送するようなサービスを利用するもので、電話をかわりに留守番でとってというものを想定しております。例えば電話代行業者というのは、依頼者側の電話番号にかかってきた電話を電話事務代行業者のほうに転送して、事務代行業者が電話対応をします。

ただ、対応するというのは、本当に対応で、基本的には話を聞いたものを後ほど依頼者

のほうに伝達するということだけ単純に行うものです。コールセンターというのは、顧客のサポートのような高度なサービスを行うものであるということで、一応、電話事務代行業というのは別のものとして捉えております。

○縣委員 明確に定義されるのであれば、別にいいです。

○深尾部会長 コールセンター業の内容例示の問題、無店舗小売業の中でコールセンター的な活動が大きくなったときにどう扱うかという問題については、次回整理して、もう一回議論するということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○深尾部会長 最後になりますが、資料3-6「分類項目の移動及び分類項目の名称変更について」、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○総務省政策統括官室 これは軽微でもありますし、多岐にわたっておりますので、事務局のほうでまとめて御説明いたします。資料3-6でございます。

1つは、分類項目を他の小分類へ移動するものでございます。具体的には、真ん中「現行<12回改定>」のアンダーラインが引いております細分類「1213床板製造業」というのは、今、「製材業、木製品製造業」という小分類の中に入っておりますが、床板というのは、どちらかというところフローリングなどで使われておりますが、ほとんどが複合、合板のフローリングが多いということが判明いたしましたので、より正しい形で、左側の細分類「1228床板製造業」というのを小分類「122造作材・合板・建築用組立材料製造業」の方に移したい。こういう案件でございます。

裏面、2ページのところです。

これ以降は分類項目の名前をちょっと変更したいというものでございます。

1点目は、真ん中にあります「製造業」の中分類「24金属製品製造業」の中に「243暖房装置・配管工事用附属品製造業」という名前の小分類がございますが、これについて、例えば細分類「2439その他の暖房・調理装置製造業」という表現で、「調理装置」というものも含まれているので、より明確にするために、左側の小分類「243暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業」という形で、小分類の名前を見れば、中が大体わかるというような整理にさせていただきたいということでございます。

2つ目は大分類で、真ん中の列の「金融業、保険業」でございます。ここについては複数の変更がございます。

1点目、一番右側に「改定理由」がありますが、「商品先物取引業」の関係で申し上げますと、1つは、真ん中のところにアンダーラインが引いておりますが、細分類「6521国内市場商品先物取引業」という名前で従来ございましたが、法律では、これは国内と国外、海外と分かれた制度になっておりました。これが法改正によって国内も海外も制度上、一緒のものと扱うというような変更がございましたので、ここは「国内市場」という言葉を取って、左側の細分類「6521商品先物取引業」という形に名前変更をするというものでございます。

ちなみに、外国商品については、従来細分類「6529」の方に入れていましたので、ここについては、この変更以降は「6521商品先物取引業」の中に入ってくるという整理でございます。

もう一点、その下の細分類「6522商品投資業」という分類がございます。これにつきましては、実は前回の変更で、この中に「商品投資販売業」と「商品投資顧問業」、2つを例示しておりました。「販売業」のほうが、法制度の改正によってほかのところに移って、今、例示としては「商品投資顧問業」しかなくなってしまったので、これは基本的にそれ以外はないということでございますので、ここは細分類の名前を「商品投資顧問業」に変えたいということでございます。

その関係で、上の「652」、小分類の名前についても「商品投資顧問業」というのを入れ込むという変更点でございます。

3つ目、現在、「宿泊業、飲食サービス業」の中に、中分類「飲食店」、小分類「その他の飲食店」、細分類「他に分類されないその他の飲食店」とあります。産業分類上の名前のつけ方のルールとして、若干統一性がとれておりませんでした。

例えば備考欄に製造業の例がございますが、中分類「食料品製造業」、小分類「099その他の食料品製造業」、その中の「その他」という表現のときには、「0999」、中分類の名前「他に分類されない食料品製造業」というのをこの名前として付けましょうというルールがございますが、若干漏れておりましたので、その辺は軽微な変更で統一をさせていただきたいということでございます。

一番最後でございます。大分類「N－生活関連サービス業、娯楽業」の中の一番下の細分類「7993写真現像・焼付業」については、中身的に変えるわけではございませんが、今、生活の中では、現像・焼付もまだありますけれども、専ら写真プリントというのが割と一般的に普及されておりますので、その名前をここに入れ込んだという変更でございます。

以上でございます。

○深尾部会長 ありがとうございます。

今の説明につきまして、御意見、御質問がありましたら、どうぞ。

○中村委員 細分類6521、6522、6529で「商品先物取引業」「商品投資顧問業」、2回出てきますけれども、これはどういうふうに区別したらいいのですか。細分類6522は特定されているわけではないので、「その他の」というのは、どういうふうに区別したらよろしいのですか。

以前もそうなっているわけですが、細分類6521の「取引業」と細分類6529の「その他の」というのは、どう区別したらよろしいのですか。「投資顧問業」も同じです。

○縣委員 先ほどの法律改正の説明を正しく理解すると、細分類6529の例示は意味がなくなっているわけですね。顧客対象の区別がなくなったわけですね。ですから、細分類6529には「海外市場」と書いてあるけれども、これが意味がなくなっているわけです。

○金融庁 細分類6529に分類されるものとして残るものは何かという御質問と認識いたし

ました。先ほどの説明にもありましたように、細分類6521に、国内市場のものと外国市場のもの、あと、店頭商品デリバティブ取引を行うものについて、今回、横断的な規制体系が整備されたということで、入っております。

それは一つの規制体系となっているのですけれども、もう一つありまして、大規模事業者のみを相手とする店頭取引を行う「特定店頭商品デリバティブ取引業者」を細分類「6529 その他の商品先物取引業、商品投資顧問業」に内容例示として追加をする予定です。

○深尾部会長 よろしいですか。

○縣委員 わかりました。

○深尾部会長 ほかに御意見、御質問はないでしょうか。よろしいですか。

特にないようですので、議論をまとめます。

今回の改定内容について、今、議論してきたわけですが、「基本的考え方」に沿って審議した結果、「コールセンター業」についてはもう一回検討する余地があるということで、次回、もう一回内容例示等について報告していただく。

それ以外については、本部会としてはいずれも適当であるという判断に達したということですのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○深尾部会長 では、そういう結論にします。

本日の議事は以上ですが、全般的に振り返って御意見、御質問はありますか。よろしいですか。

今日の会議の審議結果について簡単にまとめます。

まず、一般原則については、前回の宿題について御説明していただいた。

統計委員会として、過去の沿革について、今日説明をいただいた上で議論を行って、指摘事項、引き続き検討すべきこととして、1番目は付随事業所の取り扱いについて、2番目は事業所の定義、場所とかそういう問題。3番目は「社会的な分業」という言葉の問題。4番目は「分類の基準」、1から3までありましたが、優先順位の問題。これらについては引き続き検討が必要であるという指摘を残すという方針で合意しました。

前回の答申のときの指摘事項にもあったことのうちの、分類についてはよしということで、無店舗小売業について引き続き検討が必要なのではないか。

もう一つ、「管理、補助的経済活動を行う事業所」について、中分類に共通して設けた小分類の扱いについて、経済センサス-活動調査の結果等に基づいて引き続き検討する必要があるという結論になったかと思えます。

改定内容については基本的に適当である。ただし、「コールセンター業」については次回、もう一回議論するということになりました。

以上のような取りまとめでよろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は終了しました。

事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

○事務局（内閣府統計委員会担当室） ありがとうございました。

次回ですけれども、8月2日金曜日3時から、同じ時間帯、場所も同じ、ここで用意をしています。

議題等、詳細につきましては、別途御連絡させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

なお、先生方に席上配付させていただいた冊子については、置いてもらって結構でございます。

以上です。

○深尾部会長 それでは、第12回「統計基準部会」を終了します。

どうもありがとうございました。